

日 EU 経済連携協定の大枠合意の意義

金 栄 緑

要 約

日本と EU は、2013 年交渉開始以来 4 年間延べ 18 回の交渉を経て 2017 年 7 月 6 日、経済連携協定（EPA）の大枠合意したことを発表した。EU は人口約 5.5 億人と、16 兆 4 千億ドルの GDP をもつ世界第 2 位の経済圏であり、日 EU の EPA が締結、発効すれば、日本と EU は、世界全体の約 8.6% を占める人口と、GDP は約 21 兆 3 千億ドルの世界全体の 28.4% を占める最大の経済圏が形成されることになる。

交渉では、日本側のチーズなどの農産品と EU 側の自動車関連品目が最大の争点であったが、それぞれ時間をかけた関税撤廃や非関税障壁の撤廃で合意した。日 EU の EPA は、双方の貿易の拡大から、GDP が日本で最大 0.7%、EU で 1.9% 増加する経済効果が期待できるとの試算結果が発表されている。しかし、2016 年イギリスの EU 離脱決定により経済効果は制限的になるとと思われる。

TPP の頓挫、保護主義貿易の台頭に代表される今日の国際経済の状況で日 EU の EPA 締結がもつ意義は大きい。本稿は、日 EU・EPA の交渉の経緯、大枠合意の内容、意義を日本政府、EU 側の資料を基にまとめたものである。

1. はじめに

日本と欧州連合（以下 EU）の両首脳は、2017 年 7 月 6 日、第 24 回目日 EU の定期首脳協議（ブリュッセル）において、日 EU 経済連携協定（Economic Partnership Agreement、以下 EPA）及び戦略的パートナーシップ協定（Strategic Partnership Agreement、以下 SPA）について大枠合意に達したことを発表した。

日 EU 経済連携協定の交渉は、2015 年と 2016 年 2 回の合意発表の延期があったものの、2013 年交渉開始以降 18 回の交渉を経て基本合意に達したことになる。EU 側の自動車、日本側のチーズなどが交渉の最大の争点であったが、日 EU の EPA は、アメリカのトランプ大統領就任後、台頭している保護主義貿易に対する自由貿易の重要性を訴える狙いもあると思われ

る。

日 EU の EPA は、EU において平均 8.66% である自動車及び部品に対する輸入関税を、7 年以内に撤廃、日本の農産品及び加工農産品の関税も発効から 15 年以内に撤廃または引き下げることで合意している。また、日本は、自動車、医薬品、繊維など EU での規格、規制を取り入れるなど、EU からの非関税障壁の撤廃要求も受け入れることで合意した。

日 EU の EPA は、大筋合意の発表により、2017 年内締結及び 2019 年発効を目指しているものの、未解決部分や敏感品目に対する追加交渉の可能性などの課題と、EU 内での手続きなど実際の発効には、もっと長い時間がかかる可能性がある。¹⁾

日 EU の EPA の締結は、世界最大の先進経済圏が形成されることになり、TPP が頓挫した後の貿易や国際経済のルール作りに与える影響は大きい。

本稿は、日 EU 間の EPA 交渉の大枠合意の内容、意義また、その交渉の経緯をまとめたものである。本稿の内容は、日本外務省が発表した資料、EU 側の欧州委員会 (European Commission) のポータルサイトの発表資料をベースにして作成したものである。

2. 日本と EU の経済関係

欧州連合 (EU) は、欧州連合条約²⁾に基づくヨーロッパ大陸の 28 개국からなる単一経済・政治的連合である。EU は 1958 年、欧州経済共同体 (European Economic Community : EEC) の設立以降、経済協力による単一市場の形成の取り組みに成功、現在は政治共同体を成し遂げている (EU ポータルサイト「The EU in brief」より)。また EU は、2017 年現在 28 の加盟国で構成されているが、経済・通貨同盟については、国家主権の一部を移譲、加盟国の権威を前提しつつ、最大限 EU としての共通の立場を取ることで政治・経済的には一つの声で発言している。

EU の人口は約 5 億 5,100 万人、日本は 1 億 2,700 万人である。GDP においては、日本は 4 兆 9,390 億ドルの世界 4 位、EU は 16 兆 4,080 億ドルの世界第 2 位である。日本と EU の EPA の締結は、世界全体人口の 8.6% と GDP の 28.4% を占める最大の経済圏が形成されることにな

1) EU 側の EPA を含む貿易協定の手続きは、政策執行機関としての欧州委員会 (European Commission) による政策決定機関の欧州連合理事会 (Council of the European Union) へ交渉を指示、欧州理事会 (European Council)、欧州議会 (European Parliament) の交渉結果の承認のような流れが定めている (How it works, ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-japan-economic-partnership-agreement/agreement-explained/)

2) 欧州連合の創設を定めた条約、「マーストリヒト条約 (Maastricht Treaty)」とも呼ばれている、1992 年調印、1993 年 11 月発効。

日 EU 経済連携協定の大枠合意の意義

る（人口、GDPともに2016年、World Bank 2017、IMF 2017の統計）。

2016年、日本の世界全体の総貿易額（輸出+輸入）1兆2,528億ドルのなか対EUの総貿易は、1,485億ドルで全体の11.9%を占め、中国（21.6%）、アメリカ（15.8%）に次ぐ第3位の貿易相手国である。日本のEUへの輸出は735億ドルで全体輸出の11.4%を占め、アメリカ（20.2%）、中国（17.7%）に次ぐ第3位の輸出相手国である（表1を参照）。

表1. 日本の主要国別貿易（2014～2016）

	輸 出			輸 入			輸出+輸入
	2014	2015	2016	2014	2015	2016	2016
アメリカ	128,785 18.6	125,819 20.1	130,102 20.2	71,386 8.8	66,590 10.3	67,459 11.1	197,561 15.8
中 国	126,459 18.3	109,236 17.5	113,890 17.7	181,039 22.3	160,625 24.8	156,632 25.8	270,522 21.6
EU28	71,772 10.4	66,005 10.6	73,497 11.4	77,352 9.5	71,226 11.0	75,039 12.3	148,536 11.9
韓 国	51,569 7.5	44,037 7.0	46,243 7.2	33,409 4.1	26,816 4.1	25,047 4.1	71,290 5.7
世界全体	690,824	624,889	645,052	812,954	648,084	607,728	1,252,780

上段：貿易額（100万ドル）、下段：シェア（%）

データ出所：World Trade Atlas

一方、EUの国際貿易は、1兆9,400億ドルで世界全体の輸出の約12.3%を占め、輸入は1兆8,960億ドルで世界全体の10.1%を占める、輸出・輸入ともに世界第2位の貿易の経済圏である（2016年、表2を参照）。

表2. EUの主要国別貿易（2014～2016）

	輸 出			輸 入			輸出+輸入
	2014	2015	2016	2014	2015	2016	2016
アメリカ	409,325 18.0	408,284 20.5	397,408 20.5	274,408 12.2	272,494 14.2	273,294 14.4	670,702 17.5
中 国	217,154 9.6	187,028 9.4	185,930 9.6	399,082 17.7	388,208 20.2	380,039 20.0	565,969 14.8
日 本	69,824 3.1	61,756 3.1	63,296 3.3	74,744 3.3	66,210 3.4	73,585 3.9	136,881 3.6
韓 国	56,749.0 2.5	52,370.3 2.6	48,255 2.5	51,394 2.3	46,753 2.4	45,479 2.4	93,734 2.4
世界全体	2,271,473	1,995,613	1,940,082	2,250,651	1,922,845	1,896,095	3,836,177

上段：貿易額（100万ドル）、下段：シェア（%）

注：EU域外貿易のみのデータ

データ出所：World Trade Atlas

日本の EU への輸出は、HS コード 2 桁分類で、鉄道を含まない輸送機械類 (HS87) が 177 億ドル (全体の 24.1%)、機械類 (HS84) が 167 億ドル (22.8%)、電子電機 (HS85) が 99.8 億ドル (13.6%) となって、上記の 3 品目 (輸送、機械、電気電子) が全体の 60% を占めていることから工業製品の輸出に比較優位をもっている (表 3)。

表 3. 日本の対 EU 貿易・品目別

	EU への輸出		EU からの輸入	
	品目 (HS コード)	金額 (シェア)	品目 (HS コード)	金額 (シェア)
1	輸送機械類 (HS87)	17,735 (24.1)	医療用品 (HS30)	13,884 (18.5)
2	機械類 (HS84)	16,731 (22.8)	輸送機械 (HS87)	10,287 (13.7)
3	電子電機 (HS85)	9,976 (13.6)	機械類 (HS84)	8,309 (11.1)
4	光学機器 (HS90)	5,588 (7.6)	光学機器 (HS90)	5,840 (7.8)
5	電子電機 (HS85)	4,443 (6.0)	有機化学 (HS29)	4,248 (5.7)
6	特殊取扱品等 (HS00)	2,841 (3.9)	電気電子 (HS85)	4,027 (5.4)

単位：億ドル、%

World Trade Atlas データから計算

日本の EU からの輸入は、751 億ドル (12.3%) であり、中国 (25.8%) に次ぐ第 2 位である (アメリカは 11.1% で第 3 位)。品目別の輸入については、医療用品 (HS30) が 138 億ドル (18.5%) で最も高く、輸送機械 (HS87) が 103 億ドル (13.7%)、機械類 (HS84) が 83 億ドル (11.1%)、光学機器 (HS90) が 58 億ドル (7.8%)、有機化学 (HS29) 5.7%、電気電子 (HS85) 5.4% を記録している。上位の 3 品目 (医療用品、輸送、機械類) のシェアは 43.3% であり、光学機器、有機化学、電気電子を含む上位 6 の品目で 62.1% を占めている。日 EU の EPA 交渉で敏感品目として争点となった乳製品 (HS04) は 405 億ドル (0.5%)、ワインを含む飲料 (HS22) は 17 億ドル (2.3%)、肉類 (HS02) 16 億ドルの 2.2% となっている³⁾。

日本の対 EU 直接投資は、2016 年 37 兆 9,710 億円の直接投資総額 159 兆 1,940 億円の 23.9% で、アメリカの 33.4% に次ぐ 2 位であり、EU からの対内直接投資は、8 兆 8,084 億円で全体総額の 31.6% を占め最も高い水準である (表 4)。

3) 貿易データは 2016 年、データ出所：World Trade Atlas (data base service)。

日 EU 経済連携協定の大枠合意の意義

表 4. 日本の直接投資の推移（ストック、億円）

	対外直接投資			対内直接投資		
	2014	2015	2016	2014	2015	2016
EU	320,205	350,324	379,710	99,410	100,926	88,084
アメリカ	457,451	504,473	531,842	68,956	68,394	70,101
ASEAN	191,600	201,097	195,891	19,546	20,983	25,505
中国	125,080	131,140	127,372	1,392	2,301	1,938
その他	325,830	331,486	357,125	48,176	55,098	92,776
総額	1,420,160	1,518,520	1,591,940	237,480	247,702	278,404

データ：日本銀行時系列統計データ

3. 日 EU・EPA 交渉の経緯

2010年4月日・EUの首脳会談で、当時鳩山総理は、日本とEU間のEPAについて、共同研究と交渉の開始の意向を示したが、EU側は日本の規制緩和の遅れなどを理由に難色を示し⁴⁾、正式な交渉の開始は先送りとなった（日本経済新聞2010.04.29朝刊）、その後2011年、第20回目EU定期首脳会談で日EU間EPAの包括的交渉のためのスコーピング作業の開始に合意した。

2012年欧州理事会（European Commission）の報告書で、日・EUのEPAは、日本とEU両方の輸出が増加する経済的効果があるとの研究結果を発表している（この節の後半に紹介）。2012年の肯定的な結果を背景に、2013年3月25日両首脳は、日EU・EPA交渉の開始を決定、早期の妥結を目指すことで合意した。また、安倍総理は、“日EU・EPAについては、日本とEU双方の経済成長、ひいては世界経済全体の発展に資する高いレベルの日EU・EPAをつくりたいまた、日EU間の政治協定は、基本的価値を共有するグローバルパートナー同士の関係にふさわしい内容とすべき”と述べている（外務省資料）。交渉開始の合意があったその直後の2013年4月ベルギーのブリュッセルにおいて日EU経済連携協定（EPA）交渉の第1回合合が開催される。その後、交渉は2014年4月までに、東京とブリュッセルで5回の交渉が行われた。

2015年4月総理の欧州訪問の際にて、2015年内に大筋合意を目指したいとの表明があるものの2015年12月第14回目の交渉終了後には、日本側の自動車とEU側の乳製品に対する双方の要求がまとまらず、2015年内合意は延期となった（日本経済新聞2015.12.5朝刊）。その1年後の2016年12月、EUは日本にワイン、豚肉、チーズの関税撤廃や削減を要求、日本は自

4) 例えば、EUの企業側は交易量の増加を妨げる日本の非関税障壁として、規制環境、基準と適合性の評価、数量制限などをあげている（EBC、2010）。

自動車や電子機器の関税撤廃を要求、交渉は平行線をたどって2016年内の合意も延期となった（日本経済新聞2016.12.17朝刊）。

その後、4年間延べ18回の交渉を経て2017年7月6日大枠合意が発表された⁵⁾。大枠合意の発表後ユンカー欧州委員会委員長（Jean-Claude JUNCKER）は年内締結及び2019年発効を目指していると表明した（日本経済新聞2017.7.7朝刊）。

表5. 日EU・EPAの交渉経緯

2011年5月	EPA/FTA交渉の大枠を定めるスコーピング作業の開始に合意
2012年7月	同作業の終了を受け、交渉権限を理事会に求めることを正式決定
2013年3月	日EU首脳会談で日EU・EPA交渉開始を決定
2013年4月 - 2014年4月	第1～5回交渉会合
2014年7月 - 10月	第6回交渉会合（東京）、第7回交渉会合（ブリュッセル）
2014年11月	2015年中の大筋合意を目指し交渉を加速させることで一致（日EU首脳会談）
2014年12月 - 2016年9月	第8～第17回交渉会合
2017年4月	第18回交渉会合（東京）。
2017年7月	第24回定期首脳協議において、大枠合意を首脳レベルで最終的に確認

4. 日EU・EPA交渉大枠合意の意義と内容

外務省の「日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート」では、日EUのEPAについて、EUは、日本にとって基本的価値を共有する重要なグローバルパートナーである。日EUのEPAは、保護主義的な動きがある中で、日本とEUが自由貿易の旗手として旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意思を示した意義をもっている。本協定は戦略的パートナーシップ協定（SPA）と共に、日本とEUの関係を新たな戦略的な水準に高めるものでもあるとの戦略的意義をもっていると明記している。

また、EUは、総人口約5億人、世界のGDPの約22%、日本の輸出入総額の約11.9%を占める日本にとって主要な貿易・投資相手国である。EPAにより、巨大なEU市場の取込みが実現され、総人口約6億7千万人、世界のGDPの約28.4%（21兆3,470億ドル）、世界貿易の約37%を占める、世界で最大級の規模の先進経済圏が新たに誕生することになる（第2節参照）。

大枠合意（The Agreement in Principle）は、1）関税（Tariffs）、2）非関税障壁（Non-

5) 日本の外務省は「大枠合意」と表現しているが、EU側では「基本合意（the agreement in principle）」と表現している（<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-japan-economic-partnership-agreement/>）。大枠合意の公式な定義はないが、日本の政府は、TPPやほかのEPA交渉の際に「大筋合意」や「完全合意」と表現している点を考えると、細かい部分や具体的な作業が残っている内容であると思われる。

Tariff Measures)、3) 原産地条項 (Rules of Origin)、4) サービス (Services)、5) コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance、企業統治)、6) 政府調達 (Procurement)、7) 知的財産権 (Intellectual property Rights)、8) 地理的表示 (Geographical Indications)、9) 競争、補助金、国有企業 (Competition, Subsidies, State Owned Enterprises)、10) 貿易救済 (Trade Remedies) 11) 貿易の技術的障害 (Technical barriers to Trade) 12) 関税・貿易円滑 (Customs and Trade Facilitation)、13) 国家間紛争処理 (State to State Dispute Settlement Mechanism) 14) 衛生植物検疫措置 (Sanitary and Phytosanitary Measures)、15) 貿易と持続可能な開発 (Trade and Sustainable Development)、16) 中小企業 (SMEs) に構成されている。

交渉の際に最大の争点であった日本側のチーズの場合、ソフト系チーズは関税割当、ハード系チーズは関税撤廃にすることで決着、日本では価格への影響は限定的であるとの見方である。もう1つの争点である自動車については、現行 EU がかけている 10% の関税を 8 年目に撤廃、部品に関しては、輸出額ベースで 92.1% について即時撤廃とした。日本の対 EU への輸出で輸送機械はシェア 24.1% の最も高い品目になっている。日本が完成品の 8 年目の撤廃に合意したのは、部品の即時撤廃の経済的効果を優先した結果であると考えられる。その他、皮革や衣類の分野では、最長 16 年目に撤廃 (毛皮品) から 11 年目に撤廃 (革靴、ハンドバッグ) と衣類は即時撤廃となるものの高級ブランド品の消費が拡大することが予測できる。自動車やチーズの交渉に隠れた争点であったのは、政府調達である。結果的には、地方独立行政法人、中核市の鉄道分野までに国際入札の対象が拡大する。

合意結果では、貿易額ベースで、工業品の即時撤廃率は EU 側で 81.7%、日本側で 96.2% であり、関税撤廃率は両側ともに 100% である。

1) 日本市場へのアクセス

(1) 農林水産品

- ①コメ：関税削減・撤廃などからの除外を確保
- ②麦：現行の国家貿易制度、枠外税率を維持し、関税割当枠 (総輸入量の約 0.005%) を設定
- ③砂糖：現行の糖価調整制度を維持
- ④豚肉：差額関税制度を維持 (分岐点価格 524 円 /kg を維持)、長期 (10 年) の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保、従量税削減部分の発動基準、5 年目 63,000 トン、10 年目で 105,000 トン
- ⑤牛肉：関税削減で 16 年目に 9% に、輸入急増に対するセーフガードを確保、発動基準数量

は、初年度に 43,500 トン、16 年目で 53,195 トン

⑥乳製品

A. 脱脂粉乳・バターなど：国家貿易を維持した上で、民間貿易による EU 枠を設定、初年度に生乳換算で 12,857 トン、6 年目で 15,000 トン

B. チーズ：ソフト系チーズは TPP で関税撤廃や関税削減となったものも含めた横断的な関税割り当て、枠内税率は段階的に引き下げ 16 年目に撤廃とし、枠数量は国産の生産拡大と両立できる範囲に、初年度 20,000 トン、16 年目 31,000、17 年目以降は国内消費動向を考慮して設定。主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダなど）やクリームチーズ（乳脂肪 45% 以下）などは、16 年目に撤廃

C. パスタ、チョコ菓子：11 年目に撤廃

⑦林産物：構造用集成材、SPF 製材等の林産物 10 品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的削減を経て 8 年目に撤廃）

⑧水産物：海藻類（のり、こんぶなど）は、関税撤廃などから除外。あじ・さばは 16 年目に撤廃など。なお、漁業補助金は禁止補助金の対象外

⑨酒類：ワインの関税は即時撤廃、清酒・焼酎などの関税は 11 年目に撤廃

⑩たばこ：紙巻きたばこは協定税率として無税、手巻きたばこ、加熱式たばこの関税は 6 年目に撤廃、葉巻たばこは 11 年目に撤廃

⑪塩：精製塩は 11 年目に関税撤廃

(2) 工業製品

工業用アルコールは 11 年目撤廃、皮革・履物 11～16 年目撤廃、ほか石油、化学、繊維・繊維製品、非鉄金属製品などは即時撤廃となっている。工業製品について、100% 関税撤廃、発効時点で工業品の無関税割合は 77.3% から 96.2% に上昇。

(3) 物品以外の市場アクセス

サービス分野の市場アクセスは、特定の約束を行った分野のみ自由化となる GATS に比較して、原則全てのサービス分野を自由化の対象とする。自由化を保留する措置や分野を列挙する「ネガティブ・リスト」方式を採用している。なお、日本は既存の国内法令に加えて保健、社会保障、社会保険などの社会事業サービス、初等及び中等教育、エネルギー産業などについて包括的に留保しており、必要な政策の裁量に合意している。

投資は、原則全ての分野を自由化の対象とする。政府調達とは、政府調達市場への参加を促進

するため、日 EU 双方が市場アクセスの改善を実現し、日 EU ともに競争力を有する鉄道分野の政府調達も市場アクセス拡大のための措置を双方がとる。

(4) 政府調達

日本と EU は、WTO の「政府調達に関する協定 (Agreement on Government Procurement: GPA)」に加盟していることから、GPA を基本とし、企業の政府調達市場への参加を促進するため、双方が市場アクセスの改善を実現している。日本は、都道府県・指定都市が設立する地方独立行政法人等に対象を拡大となる。EU 側はフランス等の 13 の国の調達機関を新たに対象として追加する。

日・EU ともに競争力を有する鉄道分野の政府調達については、市場アクセス拡大のための措置を双方がとることとなり、日本側が安全注釈 (運転上の安全に関連する調達を GPA の対象外とすることができる注釈) を撤廃し、EU 側は、GPA では日本企業を除外できるとしている車両を含む鉄道産品の一部の調達市場を日本に開放することになっている。

2) EU 市場へのアクセス

(1) 農林水産品

日本の輸出品目である牛肉、茶、水産物などほとんどの品目について即時撤廃、輸入規制の撤廃になっている。関税の即時撤廃する主な品目は (括弧内は現行の関税率、従量関税)、醤油 (7.7%)、緑茶 (3.2%)、牛肉 (12.8% + 141.4 ~ 304.1€/100kg)、花き (6.5 ~ 10%)、ぶり (15%)、林産物 (6 ~ 10%)、青果物 (12.8% + 9.5€/100kg)、豚肉 (46.7 ~ 86.9€/100kg)、鶏肉 (6.4%、18.7 ~ 102.4€/100kg)、鶏卵 (16.7 ~ 142.3€/100kg)、脱脂粉乳 (118.8€/100kg)、バター⁶⁾ (189.6€/100kg) などであり、コメに関しては相互除外としている。また、日本産酒類は関税・輸入規制の撤廃と、地理的表示 (GI⁷⁾) の保護産品に、日本産ワインの輸入規制⁸⁾ (醸造方法・輸出証明) の撤廃、たばこ・塩の全ての品目の関税は即時撤廃になっている。

6) 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品 (脱脂粉乳、バター) は、現在輸出解禁に向けて協議中である。

7) GI: Geographical Indications、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性が、品質などの特性に結びついている産品が存在し、これら産品の名称 (地理的表示) を知的財産として登録し、保護する制度。日 EU・EPA で取り扱い GI は、日本の夕張メロン、田島牛、下関ふぐ、東根さくらんぼ、くまもと県産イ草など 31 産品である (農林水産省 HP から)

8) EU では、EU ワイン醸造規則に適合したもののみを輸入している、適合している旨の公的機関による証明書を義務付けているなどの輸入規制がある。EPA 協定により、「日本ワイン」醸造方法を容認、発効後は自由な流通・販売が可能になる (財務省「日 EU・EPA 交渉の結果」)。

(2) 工業製品

工業製品について、100%の関税が撤廃、発効時点で工業製品の無税割合が38.5%から81.7%になる。

①乗用車（現行税率10%）、トラック（現3.5～22%）、原動機付きシャシ（現4.5～19%）は8年目で撤廃、バス（現10～16%）、トラクター（現3～16%）は13年目で撤廃

②現行関税率が2.2%～4.5%である自動車部品は、貿易額ベースで92.1%の即時撤廃ほか4年～6年目で撤廃

③二輪車：現行関税率8%の500cc以下は6年目、現6%である500cc超は4年目で撤廃

(3) 化学製品：合成樹脂（5～6.5%）、プラスチック製フィルム（5.7～6.5%）、X線用フィルム（現6.5%）は即時撤廃、医薬品の原料、印刷用インキは4年～8年目撤廃

(4) 繊維・繊維製品：毛の糸・織物（3.2～8%）、衣類品（6.3～12%）、リネン類（6.9～12%）、化合繊（4～12%）などは即時撤廃

(5) 鉄鋼：現行関税率1.7%～7%の鉄鋼、ステンレス鋼製、チェーン、ばね、ねじなど即時撤廃

(6) 非鉄金属：アルミニウム、チタンの粉、ナイフなどは6年目で撤廃、その他は即時撤廃

(7) その他：一般機械は輸出額ベースで86.6%、電気機器は91.2%の即時撤廃

3) その他

「貿易救済」では、本協定に基づく関税の譲許により、特定の製品の輸入が増加し、国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがある場合、当該製品に対し、一時的に緊急措置（セーフガード措置）をとることができることを規定するとともに、その発動に当たり必要となる手続的要件について規定。また、ダンピング防止措置及び相殺関税措置についても規定している。

「原産地規則」では、輸入される製品について、関税の撤廃・削減の対象となる原産品として認められるための要件と、特惠待遇を受けるための手続などについて規定している。

「税関・貿易円滑化」では、税関手続について透明性及び予見可能性のある適用を確保し、簡素化を図るとともに、通関の迅速化等について規定。「貿易の技術的障害（TBT）」は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保等を規定。

「電子商取引」では、日・EU間の電子的な送信による関税賦課の禁止、ソースコード開示要

日 EU 経済連携協定の大枠合意の意義

求禁止、電子商取引の利用に係る消費者保護に係る措置を採用・維持することの重要性、電子署名や電子的な手段による契約等について電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと等について規定している。

そのほか、衛生植物検疫措置、サービス提供に関する内国民待遇や最恵国待遇（MFN）、市場アクセスなどについて規定があり、投資に関しては、EU 加盟国との間で投資保護のルールを新たに定めている⁹⁾。また、国有企業などが物品やサービスを購入・販売する際は商業的な考慮に従い行動することなどを規定している。農産品や酒類の地理的表示（GI）を保護するため双方の制度と保護対象を確認し、高いレベルでの相互保護を目指し、相互保護に必要な手続きを取ることが確認されている¹⁰⁾。

表 6. EU から日本へ

品 目	現 行	合意内容
豚肉	差額関税制度 平均 23 円 /kg	差額関税制度維持 10 年目に無税（重量税 50 円 /kg）
牛肉	38.5%	16 年目に 9%
鶏肉	8.5%・11.9%	11 年目撤廃
チーズ ソフト系	22.4%～40.0%	関税割当 枠内税率は段階的 16 年目に無税
ハード系	26.3%～29.8%	段階的に 16 年目に撤廃
ワイン	67～125 円 /L	即時撤廃、非関税処置の撤廃

表 7. 日本から EU へ

品 目	現 行	合意内容
自動車	10%	8 年目に撤廃
トラック	3.5%～22%	
バス	10%～16%	即時撤廃、13 年目に撤廃
部品	2.7%～4.5%	即時撤廃、4・6 年目に撤廃
二輪車		
500cc 未満	8%	6 年目に撤廃
500cc 以上	6%	4 年目に撤廃

9) 投資家と国家の紛争解決（Investor-State Dispute Settlement: ISDS）は、継続協議することになっている。

10) 以上、外務省「日 EU 経済連携協定に関するファクトシート」（外務省）、「日 EU 経済連携協定における工業製品関税に関する大枠合意結果について」（経済産業省）、「日 EU・EPA 大枠合意における農林水産物の概要①②」（農林水産省）からのまとめ。

4) 日 EU・EPA の経済効果

2012年欧州理事会は、「Impact Assessment Report on EU-Japan Trade Relations」(EU Commission, 2015)で、日本とEUが関税撤廃などの協定締結の経済効果を発表した。試算には、FTAなど貿易協定の効果分析に一般的に使われるCGE(Computable General Equilibrium)モデルのGTAP(Global Trade Analysis Project)モデルが用いられている。

分析では、FTAのレベルすなわち、非関税障壁を含む関税撤廃による貿易費用の削減水準で、「控えめ(conservative)」レベルの「B1」非対称的20%の削減(日・EU間での)、「B2」対称的20%の削減と、「積極的(ambitious)」レベルの「B3」非対称的50%の削減、「B4」対称的50%の削減の4つのシナリオごとの結果を出している。推計の起点は2010年のデータでEPA締結後の2020年を基準としている。

試算の結果では、日本は、世界全体の輸出が3.8%～7.4%拡大、GDPは0.27%～0.67%の成長。一方EUは、1.2%～2.9%の輸出増とGDPの1.2%～2.9%の成長である。その他、日本からEUへの輸出は、17.1%～23.5%増加に対してEUの日本への輸出は22.6%～32.7%増加である。

表8. 日 EU・EPA の経済効果 (単位：%)

	GDP	輸出 Export Global	輸入 Import Global	相手への輸出 Export Bilateral
日本	0.27～0.67	3.8～7.4	4.5～8.6	EUへの輸出：17.1～23.5
EU	0.34～1.88	1.2～2.9	1.2～2.9	日本への輸出：22.6～32.7

出所：European Commission (2012)

産業別(製品)の分析結果では、日本の場合「加工食品」、「その他運送機械」、「機械類」部門でEUへの輸出が増加する一方、EUは「加工食品」、「化学製品」、「その他輸送機械」で増加することが示されている。

日 EU 経済連携協定の大枠合意の意義

表 9. 日 EU・EPA の経済効果（産業別、単位：％）

産 業		生 産 Output	輸 出 Export Global	相手への輸出 Export Bilateral
加工食品 Processed foods	日本	▲ 3.3 ～ ▲ 4.0	▲ 1.0 ～ ▲ 0.2	36.7 ～ 45.8
	EU	0.6 ～ 0.5	4.4 ～ 7.6	182.6 ～ 202.2
化学製品 Chemicals	日本	▲ 3.5 ～ ▲ 11.0	▲ 1.1 ～ ▲ 7.3	9.7 ～ 3.4
	EU	▲ 0.3 ～ ▲ 0.5	1.0 ～ 2.7	21.9 ～ 51.8
電子機器 Electrical machinery	日本	1.6 ～ 3.8	4.9 ～ 11.1	13.8 ～ 19.4
	EU	3.5 ～ 9.3	4.1 ～ 10.9	8.1 ～ 20.8
自動車 Motor vehicles	日本	2.5 ～ 3.4	4.0 ～ 5.6	24.6 ～ 28.2
	EU	▲ 0.3 ～ 0.0	0.6 ～ 2.0	8.2 ～ 18.1
その他輸送機械 Other transport equipment	日本	0.7 ～ 0.8	11.6 ～ 24.6	31.1 ～ 50.4
	EU	▲ 0.1 ～ ▲ 0.1	0.9 ～ 2.1	20.6 ～ 47.3
機械類 Other machinery	日本	5.2 ～ 11.5	8.6 ～ 19.0	20.7 ～ 34.4
	EU	0.1 ～ 0.6	1.1 ～ 3.1	3.3 ～ 7.6
金融サービス Finance	日本	0.1 ～ 0.3	1.4 ～ 4.3	2.6 ～ 7.7
	EU	0.1 ～ 0.1	1.6 ～ 3.9	0.9 ～ 1.3
保 険 Insurance	日本	0.0 ～ 0.1	0.4 ～ 1.7	1.8 ～ 5.7
	EU	0.2 ～ 0.4	0.8 ～ 1.9	2.3 ～ 4.7
ビジネス・サービス Business services	日本	▲ 0.1 ～ ▲ 0.4	1.2 ～ 3.8	4.0 ～ 11.3
	EU	0.1 ～ 0.3	2.3 ～ 5.8	8.9 ～ 22.2

注：表 8 と同じ、▲はマイナス

5. おわりに

日 EU・EPA において、日本側の関心事項は、自動車を含む工業製品に対する EU 側の高関税の撤廃による輸出の拡大と非関税措置の解消による日本企業の規制上の問題の改善である。一方 EU 側は、農産品の日本市場へのアクセスの改善、加工食品や医薬品などの非関税措置の改善、鉄道等を含む政府調達などである。

第 3 節（表 8）で紹介したように、両側は関税撤廃などによる輸出の拡大から、GDP は日本で最大 0.67%、EU の 1.9% の増加の試算結果がある。

例えば、日本から EU への自動車輸出の実績は 2009 年 69 万台、現地生産は 114 万台で EU での市場シェアは 13.1% であったが、2016 年には 58 万台の輸出、149 万台の現地生産、12.7% の市場シェアで減少傾向である。一方 2013 年 7 月 EU との FTA 締結した韓国の場合、2009 年 35 万台の輸出、27 万台の生産、4.1% の市場シェアが、2016 年には、40 万台輸出、70 万台

の現地生産で市場シェア 6.3% に拡大した（日本経済新聞 2017.07.13 朝刊）。

しかし、2016 年 6 月イギリスの欧州連合から離脱の是非を問う国民投票が行われ、イギリスの EU 離脱が決まった出来事がある。イギリスの人口は 6,500 万人で EU の 12.8% を占め、2016 年イギリスの GDP は約 2 兆 6,200 億ドル EU 全体の約 15.9% を占めており、EU のなかでドイツに次ぐ 2 番目の規模が大きい国である。言い換えれば、日 EU の EPA 交渉はイギリスありから開始しイギリスの EU 離脱が決まった翌年に合意したことになる。すなわち、日 EU の EPA に対する経済効果などは修正の必要性がある。例えば、トヨタ自動車の場合、2016 年フランスで 23 万 8 千台、イギリスで 18 万台の生産実績があり、日産自動車はイギリスに 3 つの工場をもち、2016 年欧州内生産約 62 万台のうち約 50 万台がイギリスで生産（スペイン 12 万台）、ホンダは 13 万台を生産している。イギリスの EU 離脱は、日 EU・EPA のメリットを制限されることになる（日本経済新聞 2017.07.13 朝刊）。また、EU に進出している日系企業 6,151 社のうち 1,084 社がイギリスであることを考えると、日本の EU 進出企業の規制上の改善を含む経済効果は縮小されることになると思われる¹¹⁾（外務省「日 EU 関係」から）。

上述した、イギリスの EU 離脱問題は、日 EU・EPA と同時に日英 FTA、離脱後のイギリスと EU 間の FTA など日 EU・EPA の経済効果は最大になるだろう。

11) 最も多い国はドイツ 1,684 社、フランスは 659 社で第 3 位である。

参考文献

- 外務省「日 EU 関係」2017.11、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018668.pdf>
- 「日 EU 経済情勢」2017.07、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000091915.pdf>
- 「日 EU 経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート」外務省経済局 2017.07.06、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>
- 経済産業省「日 EU 経済連携協定における工業製品関税に関する大枠合意結果について」
2017.07、http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/kogyoseihin-kanzei.pdf
- 農林水産省 (2017)「日 EU・EPA 大枠合意における農林水産物の概要①・②」2017.07
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/index-24.pdf
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/index-36.pdf
- EBC “Message to the EU–Japan Summit, 28 April 2010, The Future of EU–Japan Relations,”
European Business Council in Japan. [https://www.ebc-jp.com/
policypositions/2010-04-28%20%28E%29.pdf](https://www.ebc-jp.com/policypositions/2010-04-28%20%28E%29.pdf)
- European Commission “Impact Assessment Report on EU–Japan Trade Relations,”2010.07.18,
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/july/tradoc_149809.pdf
- “EU–Japan EPA – The Agreement in Principle,”2017.07.06
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/july/tradoc_155693.doc.pdf
- “Key elements of the EU–Japan Economic Partnership Agreement,”2017.07.06
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/july/tradoc_155700.pdf
- Eva R. Sunesen, Joseph F. Francois and Martin H. Thelle “Assessment of Barriers to Trade
an Investment between the EU and Japan,” Copenhagen Economics, 2009.11.30.
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/february/tradoc_145772.pdf
- 日本経済新聞社、日経テレコム 21、Database service.
- CIA, World Factbook, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>
- Global Trade Information Services, Inc (GTI), *World Trade Atlas*, Database service.
- IMF, *World Economic Outlook*, Database service.
- World Bank, *World Development Indicators*, Database service.

Summary

Significance of the the Agreement in Principle for the Japan–EU EPA

On 6 July 2017, Japan and the European Union reached an Agreement in Principle on the main elements of the Japan–EU Economic Partnership Agreement (EPA), after 18 times of negotiations in 4 years since the beginning of 2013.

The EU is the second richest area in the world by GDP, with a population of 551 million. The EU is also the third biggest trading partner with Japan after China and the USA. Japan and the EU together account for more than a third of the world economy, therefore the Japan–EUEPA represents the biggest economy in the world.

In the negotiations, farm products, including cheese on the Japanese side and automobile related items on the European side were the crucial issues, but the gradual elimination of tariffs and non-tariff barriers were agreed upon

The Japan–EUEPA is expected to boost the Japanese economy by 0.3 to 0.7% of its GDP, and exports to the EU could increase by 20.3%, while exports from the EU to Japan could increase by 27.7%, pushing up the EU' GDP by 0.5 to 1.9%. However, the economic effect of the EPA may be adversely affected by Brexi

The Agreement in Principle is significant for the two following points, (a) it establishes a huge developed economic zone, and (b) the Japan–EU EPA will be a model for 21st century economic order.